

令和7年第3回美祢市議会定例会会議録（その4）

令和7年9月12日（金曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	寺埜真輔
議会事務局庶務班長	中島高輝		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	代表監査委員	重村暢之
デジタル推進部長	古屋敦子	総務企画部長	佐々木昭治
市民福祉部長	佐々木靖司	建設農林部長	市村祥二
観光商工部長	河村充展	総務企画部理事	梶山英樹
地方創生監	佃侑祐	会計管理者	中嶋一彦
教育委員会事務局長	千々松雅幸	上下水道局長	早田忍
病院事業局管理部長	古屋壮之	消防長	中野秀爾
総務企画部次長	落合浩志	建設農林部次長	中村壽志
総務企画部総務課長	柳瀬勝美		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

9 岡 山 隆

10 藤 井 敏 通

11 三 好 睦 子

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日、配付しているものは、議事日程表（第4号）の1件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、御協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山下安憲議員、末永義美議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問順序表に従い、順次質問を許可します。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○11番（岡山 隆君） 皆さん、おはようございます。9月の議会一般質問、今日は3日目となりました。私は美祢市議会議員にさせていただいてより、18年が経過しました。市民の皆さんに寄り添い、市民相談の中から小さな声ともいべき事案であっても、議会ごとに、一度も欠かすことなく一般質問をさせていただきました。今後もこの体力と精神力が続く限り努力してまいりたいと思いますので、よろしく願います。公明党の岡山隆でございます。

それではですね、最初の質問は、耐用年数を超えた上下水道管の更新についてであります。

私たちは、いつでもどこでも蛇口をひねれば、おいしく安全で安心な水が飲める環境が整っていることを感謝しなければなりません。

日本の水道管路は約74万キロメートルもの総延長がありますが、そのうち法定耐用年数である40年を超えて使用されている水道管は全体の23%に達しています。

皆さんも御存じのように、各地域において水道管の破損事故が増加しており、道路陥没といった埼玉県はちしお市の事故が発生しております——八潮市ですかね、ということでございます。

それではですね、現在、こういった老朽化した水道管の更新と耐震化等は急務の課

題でありながらも、この水道事業体は、財政難や担い手不足によって管路の更新が進められないこういった状況——現状が見てとれます。

上下水道管の老朽化が発見された場合には、最近では、更生更新、下水道管であれば、下水道管の内側に塩ビ管を巻きつけて更新付設する新工法が求められています。限られたリソースや財源の中で、少しでも優先度の高い管路から更新を進めることが求められます。

老朽化で破損リスクが大きい铸铁製の旧管や石綿管の問題点及び更新計画について、まずお伺いします。

○議長（荒山光広君） 早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 岡山議員の御質問にお答えします。

最初に、本市の水道管及び下水道管の状況について御説明します。

水道管の総延長は554キロメートル、このうち硬質塩化ビニール管が319キロメートルで割合は58%、ダクタイル铸铁管が149キロメートルで27%、御質問のありました铸铁管は29キロメートルで5%、石綿セメント管は1キロメートルで0.2%であります。

また、下水道管の総延長は115キロメートルで、このうち硬質塩化ビニール管が80キロメートルで69%、鉄筋コンクリート管が27キロメートルで23%となっており、铸铁管や石綿セメント管は下水道管として使用していません。

また、本市の水道は、昭和32年から供用しており、40年を経過した水道管は266キロメートルで48%と全国平均を上回っており、老朽化の更新は最優先の課題と考えております。

下水道は、平成元年から供用開始しており、50年を経過した下水道管ありませんが、腐食のある——腐食の可能性のある鉄筋コンクリート管は定期的に点検し、修繕が必要な管理については管路更生工事を実施しております。

老朽化した上下水道管の更新について、水道においては、管路の耐震性・老朽化の度合い、さらには破損状況などの機能評価を行い、更新を効率的・効果的に実施するための「美祢市水道管路耐震化更新計画」を策定の上、実行しております。

下水道においては、今後の老朽化の進行状況を考慮しリスク評価等による優先順位を行った上、持続的な機能を確保するための「美祢市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、管路の更新を進めております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 美祢市の上水下水道管の状況について、現状については今説明がありまして、考えさせられる点もあるかなどこのように思っております。

特に、石綿管、もうこれは昭和32年ぐらいから付けて、もう大分撤去されておりますけど、あと残り1キロとありますので、これについては、早めにですね、早く撤去のほう努力していただきたいなと思っております。

それで、特に下水道管については、埼玉県の行田市で、マンホールからやっぱり4、5メートルとかかなり深いところに点検・検査で、今回4人の方が亡くなっておられますよね。美祢市でも50年以上たっていないですけど、40年ぐらいは下水道管はたってると思っておりますけど、下水道管、このマンホールからやっぱり深いところによっては、3メートルぐらい以下の下水道管があるかなと思っておりますけど。

この下水道管がですね、管内はやっぱり沈殿物とか有機物、これら等によって硫化水素が発生すると言われてますし、また、この微生物の働き——細菌の働きによって、これ硫酸になってしまう。硫酸になってしまうと、コンクリートの内壁をぼろぼろにしてしまっ——し、やっぱり埼玉県の八潮市のような大きな事件——事故になってしまう。

美祢市の場合は、そんなに大きな管はせめて直径1メートルくらいですかね、ちょっとよく——それ専門が分かると思っておりますけど、その辺も併せて、下水道管をやっぱり点検・検査しなくちゃならないですから、やっぱりこの作業手順のマニュアルや管理責任者の配置等が注意喚起をきちんとしてるか。

硫化水素も甘く見たら、10ppm程度で自己吸すれば完璧に死にますので、ましてや酸素もなければ、そこの中で作業すれば当然、今回の行田市のような形で4人の方々が亡くなっておられますので、これは非常に私は甘く見ては大変なことになるかなってこのように思っておりますし、美祢市はそういったことは絶対にあってはならない。よっぽど注意して、酸素等硫化水素の発生の件についてはですね、気をつけていかななくちゃならない。

そういった面において、下水道のマンホール管内での作業手順について、業者さんに任すことはあるけれども、その業者さんちゃんと指導ができて、マニュアルがあるかどうか、これについてはですね、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） まず最初に、水道管の更新については、先ほど申し上げた「美祢市水道管路耐震化更新計画」に基づき、布設替えを行っているところでもあります。

この計画の中には、石綿セメント管の更新も含まれており、できるだけ早期に布設替えを実施していきたいと考えています。

次に、下水道管内の作業手順についてであります。

水道における維持管理作業は開放的な空間で行うことができますが、下水道管の維持管理においては、マンホール内などの閉鎖的な空間での作業となるため、より一層の注意が必要となります。

他県においては、下水道管の維持管理作業中にマンホール内に硫化水素が発生し、作業員が転落するなどの事故が報告されています。

下水道管路やマンホール内の作業については、労働安全衛生法に基づく規則に定められた事項を遵守して行うこととされており、本市の下水道管の維持管理作業においても事前調査の徹底、酸素や硫化水素の濃度測定、換気の徹底、緊急時対応体制の整備などの対策を講じるとともに定期的に作業現場を確認し、事故の発生を未然に防ぐための対策を講じているところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） こういう問題というのはですね、忘れた頃にまたよく発生しておりますので、もしマニュアルを作って行政指導、行政指導、安全管理者にきちんとする前にやっぱりそういった業者さんに定期的に、しょっちゅうじゃなくてもいいですから、その辺の防護マスクとか、そういったものがちゃんとチェックできてるかどうか。そういったところを私は年1回でもね、法的に決められてるかどうかちょっと今私確認してないですけども、そういった対応というのが私は必要だと思います。

そういったところまで、きちんと上下水道を安全に管理していくためのこういった対応策というのは必要とは思いますが、これについては、市長はどのような御見解でしょうか。もし、答えられる範囲でいいですのでお願いします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

まずは、先ほど局長が申しあげましたように、作業については、労働安全衛生法に基づく規則に定められた事項を遵守して行うこととされております。

したがいまして、まずは、この規則を徹底的に遵守していただくように、こちらから周知徹底するしかないというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） そのようにしっかりとよろしく願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

水道管は埋設されているので、どこの管路が老朽しているか分かりません。管路の破損事故が発生した場合に、どこが漏水し断水するのか分からないという課題もあります。

さらに水道業者は、ピーク時に比べて35%平均減少しており、新たな解決策を活用することで、設計や施工に関わる動力を削減し、経営基盤を強化しなければなりません。

現在、DX、デジタルフォーメーション、こういったデジタル技術、IT化と異なり根本的な変革を目指す包括的な取組等、被害の度合いを高度に測定できますが、財源を確保することが難しい状況であります。

下水道管の老朽化更新に伴い、国に対して補正予算の必要性が求められており、水道水の品質を確保するための薬注等購入の市単位ではなく、もう県単位での一括購入を確保して、本市に必要な購入を求めていくこともこれからの時代考えられると思っております。

したがいまして、人口減少に伴う水道事業への——上下水道事業への財源確保並びに広域都市と協力体制について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

水道事業は、市民の皆様の生活の安心と安全のため欠くことのできない重要なインフラであり、水道事業を安定的に運営するためには、収入の安定的な確保と支出の見直し、削減が重要であると考えております。

収入につきましては、令和4年度に収入の安定的な確保を図るため、料金改定を

行ったところであります。

今後、人口減少や節水機器の普及により水需要の減少が見込まれ、収入の確保が難しくなりますことから、今後、安定した事業運営ができる料金体制については、絶えず検討が必要になると考えております。

また、老朽化する施設や管路の更新・耐震化に当たっては、国の支援制度を積極的に活用し、財源の確保に努めたいと考えています。

支出につきましては、水道事業における経費の多くは薬品費とか動力費等の必要経費でありますことから圧縮には限界がありますが、経費を圧縮できるよう努めているところでございます。

議員御発言のとおり、単独で事業体で取り組むより複数の事業体で取り組むことで、水道業務の広域化や共同事業、また、共同購入により経費の圧縮、また、機能強化につながることも考えられますから、これについては、現在、山口県内でも水道の担当者会議、また、局長会議等もありますので、その中で検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 県と市のほうでいろいろ経費削減になるようなこういった協議をちゃんとしていくことは、私は非常に大事であります。

更生更新、こういった下水道管の中ですね、なかなか硫化水素、硫酸発生したらぼろぼろになりますので、塩ビのビニル管で巻いていけば非常にいいかなと。これも、市と県がよく協議してですね、そういったものを一括で購入できるような、また、薬注も併せて、今、今後協議すると言われましたので、そういった体制というものをこれからの時代は、私はつくり込んでいかにゃあいけんのじゃないかと思っておりますので、どうか市長のほうからそういった提案等をしっかりと押し上げていっていただきたいなどこのように思います。

それではですね、次の質問に移りたいと思います。

次の質問はですね、タイトルは、引き取り手のない孤独死の増加に伴う行政負担の軽減策についてです。

昨日も同僚議員から検死の件についての説明はありましたけれども、またちょっとそういった面で、それをベースに角度はちょっと違うんですけども。

超高齢化社会の現在は、一人暮らし高齢者の増加に伴って、孤独死の増加は大きな社会問題となっております。行政が一人暮らしの高齢者の終活をサポートする取組を進められておられますが、民間でも一人暮らしの高齢者の事務を受注するサービスが登場する等、孤独死対策として、就活の有効性が求められてきています。

たまに新聞記事等で、孤独死は死亡人となるという記事を見かけますが、この死亡人とは、明治32年に公布された行旅病人及び行旅死亡病人取扱法に規定されています。その定義は、住所、居所もしくは氏名が分からず、なおかつ引き取り手のない死亡者とされています。

したがって、孤立死が見つかった場合、墓地・埋葬等に関する法律第9条に基づき、市町村が火葬を行うとあります。

その第9条には、死体の埋葬または火葬を行うものがないとき、死亡市の市町村がこれを行わなければならないとあります。

また、埋葬は——埋葬または火葬を行ったときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、明治32年法律第93号の規定を準用するとあります。孤立死の増加は引取り手が見つからない場合や引取り手を拒否するケースも増えているようですが、一方で、埋火葬を行うものがない死亡者ですから、その火葬——埋火葬は孤立——孤独死として市町村が行うことになっています。

いずれの場合も、かかった費用の弁償は行旅病人及び行旅死亡人取扱法を準用するとあります。

最終的に弁償されなかった費用は、市町村がこれを弁償するのか等、引取り手のない死亡者の火葬や埋葬の現状及び課題についてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 身寄りのない方が亡くなられた場合は、身元が判明するか否かで、その後の対応は異なります。

まず、身元が判明しない場合、これは「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき行旅死亡人として対応することとなり、市が火葬を執行し、遺骨については、市で保管しております。

費用については、本人の手持現金等があれば遺留金として充てておりますが、不足する部分は、市が一時的に支弁することとなります。

また、個人に遺留物品があった場合は、本人認識に必要となる事項の公告を30日

間実施し、公告等を行った日から起算して60日以降経過した後は、死亡人の慰留物品を売却し、その費用に充てることができることとされております。

なお、本市での行旅死亡人の取扱いは非常にまれで、前回の事例は令和5年5月、前々回については平成23年7月まで遡ります。

次に、身元が判明している場合は「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、市が火葬を執行します。遺骨については、一旦市が預かり、その間に戸籍照会を行い法定相続人の調査を行います。

費用については、本人の手持現金等があれば遺留金として充てておりますが、不足する場合は、市が一時的に支弁することとなります。

法定相続人が判明し、費用の不足額負担及び遺骨の受取りに応じた場合は、不足額の請求及び遺骨の引渡しを行っておりますが、法定相続人が応じない場合には、遺骨——その遺骨は、市で保管しております。

本市での過去5年間の取扱件数は、令和2年度から令和4年度までが各1件、令和5年度が2件、昨年度が1件となっております。

なお、いずれの場合も、市が一時的に支弁した費用については、山口県に請求し全額が交付されますことから、実質的な市の費用負担はありません。

身寄りのない方が亡くなられた場合の火葬や埋葬の課題といたしましては、法定相続人の特定のため戸籍照会を行う必要がありますが、本籍地を追跡していくと転籍が多く、住所の特定に時間を要すること、また、特定できた場合においても故人と——故人との人間関係が断絶している場合が多く、火葬費用の負担や遺骨の引渡しの交渉に苦慮していることが課題であると考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 行旅死亡人の場合、基本的には美祢市に住所がありませんので、今のような形での件数も少ない、そういう形は理解はしておりますけれども、それ以外に、実際、美祢市に住所があつてですね、そして、孤独死っていうか1週間以上たったとかそういった件数のほうは、大体掌握としてどのぐらいあつたか、その辺ちょっと説明がなかったですが、その辺もし分かれば。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 岡山議員の御質問にお答えします。

市内での孤独死の件数という御質問でございましたが、市のほうでは、実際にあった事例等は、民生委員さん等を通じてお話を伺うことがあります。行政のほうとしては、実際の孤独死、孤立死と言われる部分の人数については把握はできておりません。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。質問者と答弁かみ合ってますか。岡山議員どうですか。今の答弁でいいですか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 行旅死亡人というのは、住所が美祢市にはないちゅうことでありますので、それについては、今まで2人ほどあったということで。

私、今再質問したのは、今美祢市に住んでおられて、身内とかのつながりが一切なくて、それをどうしても時間がたったらやっぱりだびに付さんにゃあいけん。そういうところも費用がかかりますので、預貯金等があれば、それに充てられることができるとは思ってますけど、その辺がどうかということと、基本的には、もし美祢市に在住して、結構大きな預貯金があった場合とかね、もう何ぼいろいろ払っても余るくらいあった場合、そういった場合については、その余った何千万とかあった場合には、そういった場合には、何ていいますか、だびに付す前にお金がかかると思いますけれども、行政上の手続に費用かかってそれに使われますけれども、あと余ったときには、その預貯金とかかなりたくさんあった場合には、それについてはどうなるかっていうこと、もし説明できればよろしくお願ひします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

市内で身元が分かりながら、墓地、埋葬法等に関する法律に基づき、対応した件数は先ほどお答えした件数になります。

で、その事例の中で、議員御発言の多額の遺留品と金品等については、現在、市のほうでは、対象者の中にはそのような方はおられません。基本的に市が一時支弁して、先ほど申し上げました手続で取扱いをさせていただいております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 分かりました。よく分かりました。ありがとうございます。

こういったところ、ちょっとちゃんと明確にしとかんとやっぱりいろいろ迷うこ

ともありますので、どうか、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

問題は、今後、行旅死亡人並びに美祢市に住所があって亡くなった場合とか、また、身内があと出てきたとか、そういったときにですね、埋葬したらその遺骨とかいうのは、基本的には樹木で埋葬するっちゃうことはありませんので、また、そういったもんもできないし、そういった方々の遺骨についてはですね、どういう形の施設でちゃんと管理してるのかどうか、その辺について、説明をよろしくお願います。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 身寄りのない方が亡くなられた場合に、市が執行した火葬後の遺骨につきましては、先ほどお答えしましたとおり、将来的に親族からの引き渡しの申出のある可能性がありますため、市で保管をいたしております。

議員御発言がありました集団——樹木葬につきましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、本市の許可基準に適合した新たな墓園の建設が必要になります。

また、市内の宗教法人に永代供養と埋葬を依頼する方法がありますが、宗教法人選定の問題や新たな経費も発生します。

したがいまして、当面は現行の運用を継続し、適切に保管していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 特に、行旅死亡人ですね、こういった形で、本当に身内の分からない。そして、何ていいますか、身内ももう出て来られない、今回2件あったって言われましたけれども、その辺の当然市のほうで、だびに付して遺骨をちゃんと管理するとは思いますが、それについては、共楽荘のほうで何か、その施設の中で、そんなにたくさんはないですから、そこに管理しているというのは、ちょっとお聞きしたことはあるんですけど、数が増えることはないと思いますが、その辺の維持管理については適切に管理されてるのかどうか、これについて、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの繰り返しもなりますが、身寄りのない方が亡くなった場合は、市が執

行した火葬後の遺骨につきましては、将来的に親族からの引き取りの申出がある可能性があるため、市のほうで適切に保管をさせていただいております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今後とも維持管理ですね、しっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと若干一般質問の件が、ちょっと若干ちょっとずれましたけれども答えていただきましてありがとうございます。

それではですね、最後の質問に移りたいと思ひます。

最後の質問はですね、地域で繁殖する野良猫等の対策に関してです。

私たちの住む地域において、猫・犬等を見かけたことがないという方はほとんどないと思ひます。飼い猫等は、私たちの生活の中に共存共栄しており、癒やし、ストレス解消等いなくてはならない、切っても切れない関係性になっていると思ひれます。

しかし、中には殺処分になる猫・犬等がいること、猫等による糞尿等の被害に困っている方がいることも忘れてはなりません。

雌猫は、生後4から12か月で繁殖できるようになり、年に2回から4回出産しますし、1回の出産で4から8匹の子猫を産むため、非常に繁殖サイクルが早く、あっという間に繁殖してしまいます。

野良猫等に餌をあげたいという優しい気持ちは命をつなげる大切なことですが、餌を与えるだけではなく、不妊・去勢手術、排泄物や残飯の清掃を行うなど責任を持つことが、本当の意味で猫等を愛している行動につながっていると思ひます。

かわいそうだから餌を与えるだけで、私たちは野良猫を飼っていないと言われる方もいますが、そうした行為は多頭飼育崩壊につながり取り返しのつかないことになってしまいます。

飼い主のいない野良猫等の繁殖抑制や殺処分を減らす対策について伺ひます。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 議員御発言のとおり、猫等のペットは、飼い主にとってかけがえのない存在ではありますが、残念ながら、市内においても無責任な餌やりをされる方による猫の繁殖が原因と考えられる糞尿被害等が地域トラブルとな

る例が発生しております。

こうした状況の中、令和2年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、飼い主のいない猫については、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがない限り、自治体は引き取りを拒否できるようになったことから、山口県においては、猫の引取りが厳格化されたところであります。

この引取基準の厳格化により、飼い主のいない猫については、1 駆除目的で捕獲した猫ではないこと、2 猫の鳴き声や糞尿、毛の飛散、ネズミ・ハエ・蚊・ノミの発生等、周辺的生活環境が損なわれる事態であること、3 地域猫活動の対象猫ではないこと、4 人慣れして容易に捕まえることができたり、飼養されている形跡があったりする猫ではないことの4項目を事前にチェックした上で、県の保健所に引取りの判断を仰いでいるところであります。

飼い主のいない野良猫等の繁殖抑制や殺処分を減らすためには、まず、その原因と考えられる無責任な餌やりを減らしていくことが重要であると考えております。

本市では、無責任な餌やりをされる方は、猫の実質的な飼い主であるとみなすことができるため、その方に対して、繁殖防止のための避妊・去勢手術、知人・友人等を通じて猫の里親探しを行っていただきますほか、山口県動物愛護センターや保健所の飼い主募集掲示板への投稿など、猫の適正飼養についての周知、啓発を図っているところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） なかなかナイーブな問題があります。

私たちの今近くに住む地域にあってもですね、結構維持管理をされて適切に飼われていて、ちゃんとした対応されてるかなというそういった私の認識ではあります。

それ以外のところでですね、どうかなという、今私が申し上げたような形でいろいろ要望等も受け止めて、あえて今回、この質問をさせていただいております。

だから、ここですら、やっぱり野良等無秩序な餌やり、気持ちは分かるんですけども、やって異常に繁殖してしまう。だから、そういった飼い主のいない猫を適正に管理するこういった活動している個人または団体というのは、美祢市にはあるのかどうか。

他市の状況で、うまい具合これを、問題を解決してきてるといった団体

等、個人等が何かあるかどうか、これについて、もし明確にあれば説明よろしくお願ひします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 市内では、任意団体である動物愛護団体の存在は確認していませんが、他市町の愛護団体に所属、または個人での——個人で猫の愛護活動をされている方がおられますので、必要に応じてそのような活動されている方と連携して、猫の保護活動の対応を行っているところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） いろいろ地域で多頭飼育にならないための苦勞をされておるなっている認識ではあります。

が、しかし、なかなかうまく具合にいつてないちゅう現状というのは、ちょっと見てとれるかなと思いますので、こういった問題については、さらにいいアイデア等があれば、しっかりと私らもあれば助言もちろんしますし、その辺は大変と思いますけれども、今後どうかよろしくお願ひいたします。

次の質問は、地域猫活動は飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行い、その猫を元の地域に戻して、子孫を残さず一代限りの命として、地域で見守り管理する活動が不妊・去勢済みの地域では子猫は耳カットを行っています。

猫等の無秩序な飼い方によって非常に繁殖して管理できなくなる多頭飼育崩壊の一因として、飼い主の経済的事情が考えられ、年老いた飼い主が亡くなれば、猫の繁殖の無法地帯となります。

餌やり等による野良猫の繁殖に関わるこういった対策マニュアル作成について伺います。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 議員御発言の地域猫活動は、飼い主のいない猫の対策に有効な施策であると考えております。しかしながら、地域の皆様には、猫アレルギーを持っている方や猫が嫌いな方もおられます。

地域猫活動の推進のためには、活動地域の皆様の理解が重要でありますので、猫の適正飼養について、市民の皆様に分かりやすいマニュアルの作成に着手したいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） こういったマニュアル、関係者に渡されるとは思いますが、なかなかマニュアル、まず作ることが大事ですので、それをしっかりとお願いしたいと思います。

それですね、このマニュアルをいつ頃までに作成して、どのようにその担当者に——関連関係者にお渡しするのか、そのマニュアルの作成とこの運用について、もし分かる範囲で結構ですので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 猫の適正飼養マニュアルにつきましては、公益社団法人日本動物福祉協会の「猫の飼養管理基準」などを参考に、早急に作成したいと考えております。

また、作成いたしましたマニュアルは、市のホームページで公開しますとともに、必要に応じて配布を行いまして、猫の適正飼養に役立ててまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） しっかりとそのように対処していただきたいと思います。

今の現状よりも少しでも、一歩でも二歩でもよくなるようによろしく願いいたします。

それでは、最後の質問となりますけれども、特に飼い主のいない猫の繁殖抑制や殺処分を減らすための不妊・去勢手術費の補助事業を創設している市町村もあります。

市内に住所がある個人や団体が対象で、上限は1匹につき10,000円、個人においては1所帯につき5匹、1団体につき10匹までという条件があります。

地域猫活動に対するサポートが1匹につき助成費用が3,000円程度では、なかなか個人負担がたかさんかかり、去勢手術が進まなかったということがあります。

猫1匹についての去勢手術費の助成制度及びこの効果についてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 本市では、美祢市犬または猫の避妊手術等補助金

制度により、飼い主——失礼しました。飼い犬及び飼い猫の避妊・去勢手術に対し、補助金を交付しております。

補助対象は、市内の犬または猫の飼い主とし、1世帯につき1年度1頭限り3,000円を補助しております。

昨年度の実績としましては、犬の去勢が5件、猫は避妊が3件、去勢が23件——失礼しました。猫は避妊が32件、去勢が23件でありました。

ここ数年の補助金申請の傾向は、飼い猫の避妊または去勢が大半を占めていますことから、飼い猫の適正飼養に一定の効果があるものと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 美祢市の財政状況等を考えてみれば、今の3,000円でやむを得んかなと思っております。

実際、去勢手術することによって多頭飼育にならない、そういった対応で少しは効果が出てるといふ御説明もありましたので、今後、しっかりと関係者にマニュアルを作成して、そして、ちゃんとかういったマニュアルどおり守ってくださいよっちゅうこれを早く作って、そういった関係者等ですね、渡していただいて、去勢費も3,000円出ますよ、しっかりと管理してくださいねっていう、もうそういった生活環境課等の方々がそういったところに出向いて対処して、地道でありますけれども、そういったことを進めていくことが私は大事ではないか、このように思っております。

いろいろと多頭飼育にならないために大変御苦勞をされると思いますけれども、今後とも、特に大きな御尽力をしていただければ、美祢市のより一層、犬猫の愛護をきちんとやりながら一緒に共生共存できるこういったまちづくりができるかな、このように思っておるところでございます。

ということで、残りは9分となりましたけれども、以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、11時5分まで休憩します。

午前10時53分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。藤井敏通議員。

〔藤井敏通君 発言席に着く〕

○7番（藤井敏通君） 会派みらいの藤井敏通です。本日は、2つのテーマについて質問したいと思います。よろしくお願いします。

まず最初に、中学校の部活動の地域移行の現状と今後の見通しについてでございます。

まず、現状についてお伺いいたします。

当初計画では、3年生の部活が終了する今年の夏以降、平日も含めて全面的に地域移行するということでしたけれども、現状どうなっておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

昨日の戎屋議員の一般質問で答弁したとおりではありますが、現在、指導者に係る資格取得の関係から、ソフトテニスは来年度——来年度からの、バレーボールと卓球は来年度中の平日の活動を含めた地域移行を目指しております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 少し、当初予定に比べると遅れてると、それも資格ということだというお話でしたね。

それで、この件については、もう以前から、私もこれで3回か4回質問しとるんですけども、最初から問題点というか、課題が指摘されてたと思います。

主な課題っていうか、それが今現時点でどのような状況になってるのか。あるいは、今後、いかにどのようにされようとしているのかについてお聞きしたいと思います。

まず最初に、練習日の確保でございます。

先ほど御説明にありましたけれども、平日含めてとおっしゃいました。平日に1か所に集まって練習するということになりますと、移動時間ということもかなりかかりますし、非常に厳しい状況じゃないかなと。

一方で、休日だけということでは、練習時間が圧倒的に足りないんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、練習日の確保はどのようにお考えか、まずお聞きします。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） スポーツ庁・文化庁は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定しており、「平日は少なくとも1日、週末は1日以上を休養日とすること、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと」と示されております。

本市におきましては、国のガイドラインを踏まえ、美祢市中学校部活動改革推進協議会での協議を経て、美祢市地域クラブ活動に関する推進指針を昨年3月に策定したところであります。

本指針においては、週当たりの活動日数は、生徒が様々な活動に触れることができるよう、3日以内を基本としております。

練習時間については、国のガイドラインと同様にしております。

なお、平日の練習につきましては、各学校から1か所に集まって活動するには、移動に時間を要することから、各学校単位で活動することとしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今のお話ですと平日は各学校単位と、一方で完全地域移行、すなわち先生はタッチしないと、そうなりますと、誰が平日面倒見るといふか指導するということになるのでしょうか。再質問です。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 地域クラブ活動に係る指導者の確保の状況についてであります。現在、学校部活動と地域クラブ活動が併存していること、また、教職員にも協力いただいていることから、休日・平日とも辛うじて指導者の確保はできている状況にあります。今後、全ての競技種目において、学校部活動から平日も含め全面的に地域移行を目指すためにも、さらに平日の指導者の確保をしていかなければなりません。

また、見守りをしていただける方の確保も継続して行っていかなければならない

と考えております。

地域クラブ活動の指導者につきましては、個に依存している競技種目も多いため、地域クラブ活動を持続可能なものとするため各競技団体との連携を密にし、指導者の養成等による量の確保と学校部活動が長年にわたり担ってきた教育的意義を継承していくためにも、指導者の資質向上のための研修等を充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今の回答で、次の問題点として考えられています指導者の確保ということがあると思うんですね。

この指導者の確保ということについては、今の答弁だと、まだまだ十分な指導者の確保はできていないというふうに私は受け止めましたけども、その辺本当に指導者の確保について、今現在どういう状況なのか、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 地域クラブ活動に完全に移行していくためには、中学校体育連盟主催の大会に出るための登録に当たっては、日本スポーツ協会の公認コーチの資格取得が要件とされている競技種目も多くありまして、この資格を持った指導者の確保に向けて、各競技団体との協議、こういう方がいらっしやいませんか、指導していただける方はいませんかというような協力依頼や個別に様々な情報を入手しながら協力の依頼をしているところであります。

現状の平日における今におきましては、学校部活動と地域クラブ活動が併存している関係もありまして、学校部活であれば学校教員に見ていただけますし、学校部活動であっても部活動指導員、外部の方の御協力を得ながら指導が今できているというような状況であります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） やはり指導者の確保というのは非常に大事ですし、ぜひ、もっともっと積極的につていうかやっていただきたいということと、もう1点は、やはり今の現状、多分指導者の方もほとんどがボランティアじゃないかなと、やはり

専門的に指導しようと思うと、それなりのやっぱり財政基盤っていうかそういうのも必要になろうかと思うわけですね。だから、その辺も考えて、ちょっと指導者の確保についてはしっかりやっていただきたいなと思います。

もう1点、非常に気になるのが送迎手段の確保でございます。

1か所に集まってということになりますと、どうしてもそこまで行く手段ですね、これをどのように考えられてるか。

昨日のお話だと、極力スクールバスを利用するということでございますけれども、例えば、休日ということになってくると全面的に父兄に——父兄じゃない、保護者に依存するということになると保護者の負担も大変ですし、その辺やはりスクールバスの有効活用等を考えていただければと思うんですが、その辺は、現状いかな状況なんでしょうか。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 土曜日の地域クラブ活動に参加できるよう、各学校への登下校に係るスクールバスを運行するとともに、拠点練習会場までの移動についてもスクールバスによる送迎を行っております。

また、中学校体育連盟主催試合についても、試合会場までの送迎を、スクールバスを活用し行っているところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） いろいろ課題っていうかあると思いますけれども、これを着実に実施できるようにやっていただければというふうに思います。

次の質問なんですけれども、100%っていうか、全面的に地域移行をできたと思います。すなわち先生がもう部活から手を引くということですね。そうなりますと、当然、今まで部活に費やしてた時間が浮いてくるわけです。そうすると、先生としては、自己研さんなどに費やす時間が増えると思います。

そこで、今まで部活に費やしてた先生方の時間についてお伺いしますけれども、今まで部活に費やした時間が空けば学校のカリキュラム、あるいは先生の勤務対応に変化というのが生じるのでしょうか。

その辺どのように教育委員会としてはお考えなのかお伺いします。

○議長（荒山光広君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 藤井議員の御質問にお答えします。

まず、学習指導要領の総則においては、部活動は「生徒の自主的・自発的な参加によって行われる」すなわち、教育課程外の活動として位置づけられております。そのため、部活動の地域移行によって、教育課程そのものに直接的な変更が加わるものではございません。

一方で、これまで教職員が部活動指導に充てていた時間が軽減されることとなります。この軽減された時間に新たなカリキュラムを追加するのではなく、本来の業務である授業の質の向上や生徒一人一人に向き合う時間の確保に活用しなければならないと考えております。

具体的には、教材研究の深化による授業内容の充実、学習進度や理解度に応じた個別指導及び補習の実施、さらには、生徒や保護者からの相談対応を丁寧に行うなど、教育の質を高めるための取組に充てていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） ありがとうございます。

1点、部活ってというのは、市の指導要領ですか——によりますと、生徒の自発的な活動ということで、通常先生が主体である授業とは違いますよというお話、これ初めて知りました。

僕は、従来から部活ってというのは教育の一環というふうに認識してたんですけども、指導要領がそういうことっていうことであれば、分かりました。

で、今教育長がおっしゃいましたように、時間をもう本来的にやるべき授業の質の向上のための、例えば補習の実施とかそういうお話でございましたね。

それで、次にちょっと提案というかなんですけれども、部活の地域移行とは直接関係はないかもしれませんが、中学生を持つ保護者の方からですね、美祢市は学力が低いというような不安の声をよく聞きます。

以前から、私も疑問に思ってたことがあるんですけども、今、中学校では自由進路学習とか総合学習というふうな名の下に、最近の中学生では、基礎学習の時間が削られてるんじゃないかなあと。と申しますのが、基礎の基礎である国語、数学、英語の時間が週1限だけとか、そういう話を直接中学生から聞くんですね。

例えば、何か行事があるからそちらのほうに時間をほとんど使って、もう数学も

もう本来4時間あったら1時間しかなかったとか、そういう話を聞いたりします。本当にこれでいいのかなっていうのを私は感じてます。で、今回のこの部活の地域移行ということを機にですね、基礎学習の時間を増やす、そんな美祢市独自のカリキュラムを制定するというふうなことはできないでしょうか。

例えば、午前中全て国語、数学、英語、主要3科目のみに充てて徹底的に基礎教育をして、午後にはですね、部活もその選択肢ということで探求総合学習に充てる。このようなやり方っていうか——ことは、この地域移行ということを機に考えることはできないか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 南教育長、その前に、先ほどやりとりの中で、教諭の勤務様態の変化についての答弁は今からされるんですか。いいですか。もうこの答弁いいですか。どうしますか。南教育長。

○教育長（南 順子君） それでは初めに、教員の勤務様態の変化のほうから答弁させていただきます。

教職員は、これまで部活動に費やしていた時間を授業準備や教材研究、また、生徒への個別支援、校務分掌といった本来の業務に充てることができるようになるとともに、教職員の直接的な部活動指導の負担が軽減され、長時間勤務の改善が期待されます。

また、経験のない競技を指導することによる心理的負担の軽減も期待できます。

もちろん教職員の中には、地域の一員としての立場から、業務に支障のない範囲で、引き続き地域クラブ活動の指導に関わるケースもあります。

また、全国的に教職員の不足が深刻化し、採用試験倍率がかつてない低水準にある中で、教職員の長時間勤務を改善し働きやすい職場環境を整えることは、教職員の質の確保という観点からも極めて重要であります。実際に、神戸市など一部自治体では、部活動の地域移行を含む取組により、教員採用試験の志願者数が増加したとの報告もございます。

以上のように、部活動の地域移行は、教職員が本来の業務へ専念できる環境をもたらし、教育の質の確保につながるものと認識しております。

続きまして、初めに、基礎学力の強化の件について答弁させていただきます。

まず、議員御発言のとおり、基礎学力の強化につきましては、教育委員会として、重要な課題と受け止めております。特に、保護者の皆様の学力への不安を解消して

いけるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、学力向上の取組を幾つか御説明いたします。

1点目に、部活動の地域移行の進展を受け、実際に市内中学校では、夏季休業中の補習を従来の倍の日数に増やしたり、放課後の勉強会を開催し、学び直しや自主的学習に取り組める場を整えたりと、基礎学力の強化に向けた取組を既に始めております。

これらの取組を受け、今年度の全国学力・学習状況調査の生徒質問紙調査において、先生は、授業やテストで間違えたところや理解していないところについて分かるまで教えてくれていると思いますかという質問への肯定的回答率が、県平均に比べ12%以上高い結果を示すなど、個に寄り添った指導の充実が図られつつあります。

2点目に、今年度の全国学力・学習状況調査の結果では、中学校において、学力の伸びが確認され、本市の平均点は、山口県及び全国の平均点とほぼ同等の水準を示しております。

こうしたデータからも、市全体として、一定の学力向上の取組の成果が現われつつあると考えております。

また、議員から御指摘のありました自由進度学習について、簡単に説明させていただきます。

これは、子どもたちが学習の目標に向かって、学び方や学習形態等を自己選択・自己決定し、調整を図りながら学ぶ学習方法であり、子どもが主体的に学習に取り組み、分からないまま授業が進められることがないなどの利点がございます。

このように、自由進度学習は特定の教科時間を削って行うものではなく、あくまで国語・算数・数学・英語など、各教科の授業の中で取り入れる1つの手法であります。

授業時数については、いろいろ行事等によって少し弾力的に運用はしておりますが、国の学習指導要領に定められた標準時数を確実に確保しており、その枠を逸脱するようなことはございません。

続きまして、独自のカリキュラムの制定について答弁させていただきます。

教育課程の今後の方向性についてです。

昨年12月に文部科学大臣から中央教育審議会に対し、次期学習指導要領の改訂に向けた諮問が出されています。その中で、少子化やグローバル化、AIなどのデジタ

ル技術の進展といった社会の急速な変化を踏まえ、子どもたちが自らの人生を舵取りする力を身につけることの重要性が示されております。

基礎的な知識の習得はもちろん大前提ですが、それだけではなく、自ら考え表現し他者と協働し、新しい価値を生み出す学びが求められています。

こうした方向性とも呼応し、本市では、mineto教育改革プロジェクトを推進しており、そのコンセプトとして、好奇心や挑戦する力、他者との対話や協働を大切にしており、学び方や課題解決の方法を身に付ける探求的な学びを積極的に取り入れています。

また、学校においては、このような力は総合的な学習の時間を核として、各教科の学習や特別活動の時間との関連を図りながら育成しているところです。

議員御提案のように、特定教科の授業を大幅に増加させ、午前と午後で明確に分けて編成することは、現行の学習指導要領の枠内では難しい面もありますが、基礎基本の確実な定着と探求的な学びの両立は、私たちがまさに目指している方向性です。

今後も、保護者や地域の皆様に分かりやすく取組を説明し、不安の解消に努めながら、基礎学力の強化に引き続き取り組んでまいります。

大変長くなりましたが、以上でございます。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今、教育長がおっしゃった基礎学力の向上ということと好奇心というか、要は基礎っていうのは、スポーツでもそうなんですけども、同じことの繰り返しだったりして、なかなか面白くないというか、しかし、何か実際に成果を上げようとしたら基礎がなければできない。これは相撲でもですね、よく白鳳さんがもう四股・鉄砲とかいうふうな話をされて、やっぱり基礎があるからっていう話があったと思うんですね。

で、私も本当に基礎をとというか、面白くないことを繰り返し繰り返しやるっていうのは本当にモチベーションがなければできないと思うし、じゃあどうやってモチベーションを上げるかっていうときに、やはり好奇心をとということになると思うんですね。だから、そこを本当にしっかりやっていただいて、美祢市の学力が低いなんていうことがないようにですね、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それでもう1点、この地域移行で新しい動きっていうか、地域主体の新たなサー

クルやクラブが誕生してますよね。例えば、美東サークルというのができました。これは、地域が主体となって、小学生・中学生あるいは大人まで一緒にスポーツ、あるいはいろいろな管弦楽とか含めて茶道とか華道とかそういう文化、それもできるだけ地域でやろうと。

で、隣の長門市では、長門スポーツカルチャークラブ、Nクラって言うらしいんですけども、発想は同じようなことだと思うんですけども、これを地域おこしというふうなことの意味でも積極的にやっという話がありますね。非常にいいことだと。

私も、もう本当に大事なものは、地域がこの文化あるいはスポーツを核として、みんなでそこで集まっているいろいろやるっていうことができれば素晴らしいことだなというふうに思って、以前もこの話をしたことがございますが、その運営には、指導者の確保とか予算、活動費の確保いろいろ問題があります。

これを、個々の個人あるいは指導者に全て負担させるというのは多分長続きしないと思うんですね。だから、ここに行政のサポートが必要、サポートなしにはうまく運営できないのではないかなと思ってます。

そういう意味で、このような新しい動きに対して、行政としてどのようなサポートをお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 議員御発言の美東サークルは、地域が主体となって、地域クラブ活動が行われない日や地域クラブ活動に参加していない生徒の、また、小学生の居場所づくりを一義的に考えられて組織化された本市における先進的な活動団体と認識しております。

美東サークルは、スポーツ安全協会からの助成金と会費、また、クラウドファンディングにより調達した資金を活動の原資とされております。

団体の立ち上げや運営、助成金の申請等について、公民館職員による人的サポートを行っており、団体の自立的運営ができるよう活動の周知や活動場所の確保等のサポートを行っていかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今、美東サークルのことについて、具体的に今どういう援助

がされてるというお話でございました。

今のお話で、この美東サークルというのがある意味初めての試みっていうか、嚆矢となるような取組ということなので、ぜひこの活動というか——の芽を少しでも育てていただくようにですね、引き続きしっかりした援助をお願いしたいなというふうに思います。

では、次に、自治体経営の強化についてお伺いいたします。

第二次美祢市の総合計画後期計画ではですね、その基本目標の5に自治体経営の強化がうたわれています。効率的・効果的な行財政運営と市民が主体の協働のまちづくり、これがこの2本柱だと認識しておりますけれども、そのときに、経営感覚を持った行財政運営を推進するとあります。

まず、最初にお聞きしたいと思うんですけど、効率的・効果的な行財政運営を行おうと思えば、どうしてもAIを利用した行政サービス、これが必要不可欠だと思います。

AIを利用した行政業務の改善についてですね、現状と今後の計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

以前、DXということでデジタルで、あとトランスフォーメーションをどうするかという御質問もいただいたところでございます。いかにデジタルを使って業務改善を図っていくかということは、本当に喫緊の課題だというふうに思っております。

今月1日、AIの研究開発・利活用を適正に推進するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律、いわゆる「AI新法」が施行されました。これにより、AI技術が急速に発展し、これまで法規制の枠組みが明確でなかった領域に、初めて一定のルールが示されたところであります。

企業活動や行政効率化、新産業の創出など多くの可能性を生み出すAI技術ではありますが、一方で、不正利用や個人情報保護などの懸念もあつたところであります。そこで、適正な研究開発と活用を支援しながら、リスクを防ぐ狙いで制定されたのがこのAI新法となります。

昨年12月末現在の地方自治体における生成AI導入状況につきましては、導入済みの団体が都道府県で87%、指定都市で90%と取組が進んでいる一方、その他の市区

町村で30%となっております。

行政における生成AI導入の目的は、職員が本来注力すべき企画・調整・市民対応等に時間を振り向けられる環境を整え、業務の効率化と質の向上を同時に達成することにあると考えております。

具体的には、行政文書や議事録、通知文、政策メモなどの作成時間を短縮し、定型業務の自動化と非提携業務の思考支援を組み合わせることで、生産性の底上げを図ることができます。

これまでも生成AIに関し一般質問の場で御質問がありましたが、その際にも生成AIは、要約や文案作成等に有効な手段であるとの認識を示しつつ、国の方針や事例を踏まえ、安全性・有効性を検証しながら、導入を検討する旨を答弁しております。

したがって、この基本姿勢は堅持し、本年度当初予算において、生成AI導入経費を計上したところであり、早期の全庁展開を進めたいと考えております。

導入に当たっては、安全性・著作権等の課題があることから慎重に検討する必要があるため、昨年度後半から複数ベンダーのシステムを試験的に利用し、操作性・機能性・セキュリティ・庁内展開のしやすさ等の総合的な評価を行った上で、現在、導入するシステムを最終確定した段階であります。

今年度は、初期導入研修の実施、操作マニュアルの整備、問合せ窓口の設置や機能説明会の開催等により職員の活用力を底上げするとともに、最善の事例を部局横断で共有・横展開し、現場での活用定着を図りたいと考えております。

また、投稿のひな形や生成AIへの指示書であるプロンプトの設計に頼らずとも成果が出せるよう、テストを通じて操作手順を磨き込み、誰でも同水準の成果を得られる状態を目指してまいります。

期待する効果は、先ほど申し上げたとおりでございますが、定型業務の自動化により、職員が本来業務である企画・調整・市民対応へシフトできる時間を創出するとともに、校正・表記統一や論理構成の平準化により、文書の一貫性と品質を向上させます。そして、文書作成の迅速化・正確化が進み、行政サービスの質とスピードの両立が期待できるものと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今、市長のほうから生成AIの導入の状況について説明を受け

ました。

一言で言えば、昨年いろんな生成AIの中から複数のものを選んでいろいろ試験して、今、その中で1つを選んで、市役所内で一応それを使いこなすように各職員の教育をやってると、こういうふうなことだったと今の聞いて理解したんですけど、そういうことでよろしいでしょうか。

それですすね、具体的にじゃあ定型業務をできるだけこれを生成AIを使って短時間というか、職員の負担を減らすというお話だったんですけども、例えば今、私こういう感じで一般質問しておりますけれども、導入された生成AIですか——を使って、というよりも、その前に一般質問の回答をつくるというだけで、結構な時間を皆さんとられてるんじゃないかと。

と申しますのが、私も以前民間にいたときに、同じような例えば株式総会の前に、物すごいこんなようなマニュアルを作ったりというふうなことで、しようもないことやってるなって思いながらやってたことがあります。

で、皆さんもこの一般質問の回答をつくるということで、1日ぐらいじゃなくて、例えばもう1週間とかかかっているんじゃないかと。

それをこの生成AI、当然この生成AIを導入してそういうのをやろうと思ったら、美祢市にあるいろんな情報を全部それに入れて、そこから抜き出してくるということになると思うんで、セキュリティとかは必要というかかなり問題になってくるだろうとは思いますが、少なくとも、この一般質問の回答をそういうやり方でやることで、従来、例えば1日かかったのを1時間でやるとかそのようなことをできないか、お考えになったことはないでしょうか。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

まず、この一般質問というのは非常に大事な場でございます。したがって、確かに時間を要するわけではございますが、業務の進行管理とか、管理職の本当に考える時間としては本当に有用だろうというふうに思っております。

ただ、本当に大変だということも事実でございますが、このAIによって何が可能かという、やっぱり校正がやっぱりAIによって、まず素案作成、要約、表現の平準化、誤字脱字チェックなど、この部分では大幅な削減が見込まれます。

実際、他の自治体の活用事例でも、定型的文書や初稿作成の段階で効率化が報告

されているところでございます。

で、何よりも大事なのはインプットでございます。正しい情報をきちんとAIにインプットするということが大事でございますので、正しい情報をいかにインプットするかということは本当に大前提でございます。

その上で、過去の答弁とのチェックであるとかそういった部分の初期素案作成の部分では、非常に効果的であろうというふうに思っております。

ただ、今申し上げましたように、誤情報混入や著作権、そして個人情報の取扱等のリスクがあるため、庁内ルール整備、情報の正確性の検証、個人情報の自動検知・マスキング、そしてAI学習への利用禁止などの対策を前提として、庁内の専用環境での利用は、当然ながら、最終確認は必ず職員が行う必要があるわけでございます。

御質問の一般質問の回答でAIは活用できないかという部分については、草案・要約等の補助領域からは、まず段階的には導入して、作成所要時間とか修正回数等で効果を検証の上、対象範囲、またそういった部分、活用範囲は拡大してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） セキュリティに関することがやはり非常に重要になるかと思うんですけれども、ただ、あまりにも慎重になり過ぎて、導入をどんどんどん遅らすということがないようにですね、ぜひ、積極的に活用をしていただければというふうに思います。

その次の質問なんですけれども、経営感覚を持った行財政運営というふうなことが総合計画にもうたわれております。で、経営感覚を持った行財政運営というのは、具体的にどのようなことをいうのでしょうか。

例えば過去こういう仕事の仕方をしてたと、それがこの経営感覚を持つことによって、こういうふうに、例えば仕事のやり方を変えていきます、変えました。このような事例があれば、ぜひ御紹介をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 後期計画において、従来、行財政運営とかそういったことを自治体経営というふうに変えております。

というのは、自治体経営というのは、やっぱり将来住民の選択肢を奪うことなく現在住民のニーズに対応するため、限られた資源を有効に活用し、地域の持続性を確保することです。したがって、今まで行政の反省点は、やはりコストカットが主でございました。

やはりいかに持続性を高めるには、さきの山中議員の一般質問にもありましたけど、やはりどう資金を獲得するかということが非常に大事でございます。

これは、いわゆるふるさと納税の活用もそうなんですけど、やはり国とかの補助金の活用とか、そして新たなやっぱり補助金創出、国の制度を情報をいかに早くつかむかということも大事でございます。そういった資金獲得をどうやっていくか、そして、また今後予算編成で重要な問題になりますけど、優先順位をどうやってつけていくかということも重要な課題でございます。

したがって、そういうのを総合的に検証して、予算編成に当たろうということでございます。

したがって、資金獲得の面では、当然、企業版ふるさと納税の取組についても早くから取り組んだところでございますけど、これは地域再生法に基づく地域再生計画があって初めて企業版ふるさと納税の取組を開始できるわけでございますので、そういった部分において、自治体経営、広い視点を我々職員も含めて、広い視点を持った上で、自治体経営をとということで取り組んでまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今、市長のほうから自治体経営の中身について説明を受けました。

一言で言うと、これは自治体に限らず一般の企業経営でも成り立つことなんですけど、要は利益——一般企業の場合は利益を上げんといかんと、利益を上げるためにはどうするか、大きく分けて2つあると。1つは売上げを伸ばす。もう1つはコストを下げる、もう端的に言うと、この2つしかない、じゃあどうするかと。

自治体経営でも同じで、今まで経営というところできるだけコストを抑える、下げるというふうなことを中心にやってきたけれども、そうではなくて、むしろ資金獲得、要するに儲かることを考えるというふうなこともしっかり考えて実行していく、こ

れが経営だと、私なりに解釈するとそういうことだったかなと思うんですけども。

ぜひ、儲かるほうというか、補助金を獲得あるいはふるさと納税というか、そちらのほうにもやはりしっかり注力していただきたいとこういうふうに思いますし、まさにそういうつもりでやっていただければなと思います。

それで、最後の質問なんですけども、効率的・効果的な行財政運営というのと、もう1つ、市民が主体の協働のまちづくりっていうか、これが自治体経営の強化の2本柱だと私は後期計画を見せてもらって理解しています。

そういう意味ですすね、この2つを両立させる方法ということで、例えばですけども今公民館、地域の共同のセンターとして機能してますね。この公民館に支所機能を合わせて、地元をよく知って、地元を何とか活性化したいというふうに日々活動しているようなそんな有志をですね、公民館の館長ということで雇用計画を結んで、で、支所機能を担える職員をその下に配置するというふうなことで。

現在、館長も市の職員、補助する人も市の職員というよりも館長というか——を地元の、例えば定年退職された行政についてよく知っているような方、あるいは地域でいろいろ地域おこしで活動してるような方、こういう方に、まず業務委託っていうかして、で、実際の実務はちゃんとできる人を配置すると。

このようなやり方をすることで、例えば定年退職した人、再雇用ということであればコストも下がると思いますし、効率的・効果的な行財政、あるいはそういう地域をよく知ってる人がまさに館長になれば、市民が主導のっていうことにもなると思うんですけども、このような考えについて、市長としてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、もう1つはですね、やっぱり自治体経営を考える上でいかにいろんな方の協力をいただくか、自治体だけの、行政職員だけではなくて、いろんな方の協力を得るかっていうことも必要でございます。

で、全国の自治体でも過去の反省からいうと、従来、住民がやっぱり人口増加の過程において、従来、住民がやってらっしゃったことを松戸市の何でもやる課のように、行政が——行政体が奪いとったっていう報告もあるんですけど、一部では。

確かに、住民の方にいかに協力をいただくかということは非常に大事でございます。

す。

公民館機能をどうするかっていうのは、確かに昨日の末永議員の一般質問でも、これに付随したような御質問でございましたし、井上議員からは、せんだって、もうちょっとスリム化して、会計年度の職員でもってということも御提案をいただいたところがございます。

御質問では、支所、公民館を全て地域移行ということでしたから、なかなか支所機能があるので、なかなか地域移行は難しい、地域への丸々の移管は難しいですよということは、今までも答弁としてさせていただいたところがございます。

今のように、地域の方とそしてその下に職員の配置をとという御提案でございます。

これにつきましては、いろんな今限られた職員でございますので、効果的な人員配置、それと併せて、今現在取り組んでおります人口減少対策を柱とする「みらい・そうぞう・まちづくりプロジェクト」においても、公民館職員が積極的に関わる体制を今整備したところがございます。

いずれにいたしましても、公民館の役割である社会教育の振興、地域社会の基盤構築・活性化、さらには地域における各種団体の活動支援など、それぞれの地域の実情もあるわけでございますので、地域の実情や実態とか、あと御意見も踏まえながら、組織機構の見直しと併せて総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） ありがとうございます。

自治体経営の強化っていうか中身について、今、市長自らいろいろお答えをいただきました。

私も本当に経営感覚っていうのは、まさに、さっき市長がおっしゃったように、1つは財政的にプラス、あるいはコストを削減することでマイナス、で、結果としてお金が残るような、こういうことプラス様々な人の協力、これはもう本当に何かをやろうとしたときに、やっぱりいろんな人の協力がないとできないと思いますんで、その3本柱で自治体を経営していくというお話だったんで、ぜひ引き続きっていうかそういう観点で、行政のほうをかじ取りをお願いしたいなというふうに思います。

ちょうど12時になりましたので、いいところなんで、私の質問は以上で終わらせ

ていただきます。どうもありがとうございました。

〔藤井敏通君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、13時まで休憩します。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めます。御協力をよろしく申し上げます。

一般質問を続行します。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○12番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。今回は、生活保護制度について、生活保護を当たり前の権利にするためにお尋ねをいたします。

私は先般、生活保護制度について研修に行っていました。これ、研修資料です。

私は――私たち市民の暮らしは、コロナ禍の影響で収入が減り、物価高騰で本当に生活が苦しくなっています。年金収入は1.9倍の増ですが、物価の上昇率は2.7%上がり、物価高に追いつかない状況です。

介護保険、また、国保税や後期高齢者医療保険などの支払いで、収入は実質目減り、負担が重くのしかかっています。生活が苦しんでいる市民を救済することが強く求められています。

憲法25条の全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとありますが、これには程遠い生活を強いられているのが現状ではないでしょうか。

生活保護を受けずに、子どもたちに我慢をさせながら子育てをしている世帯、高齢者世帯でも迷惑をかけたらならない、そう思いながら必死で暮らしています。生活保護が当たり前の権利として受けられるようにするべきだと思います。

そうした中で、美祢市の近年の生活保護の状況についてお尋ねをいたします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 三好睦子議員の御質問にお答えします。

本市の生活保護の状況について御説明します。

まず、全体数では、本年4月1日時点の被保護世帯は120世帯、被保護者は139人で、5年前と比較し11世帯22人減少しております。5年前の人口、世帯数に占める割合と比較しても大きな変化はないため、人口・世帯数の減少に比例して、被保護世帯・被保護者数のいずれも減少しているものと捉えております。

次に、生活保護の申請状況についてであります。

過去5年間の相談件数は合計191件で、そのうち申請につながったものが93件となっております。

申請結果の内訳は、受給認定したものが72件、申請却下が17件、取下げが4件となっております。

申請件数の傾向としましては、年度によって増減があり一定の傾向は認められませんが、昨年度は申請件数が13件と過去5年間では少ないほうに属しております。

なお、本年度は、昨年度を下回る状況で、現在のところ推移しているところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 私は、私なりに表を作ってみました。この美祢市の近年の生活保護状況について、この表をタブレットに送っていただいていいでしょうか、副議長。

○副議長（村田弘司君） 許可します。準備できますか。

○12番（三好睦子君） いいですか。送られましたでしょうか。

この表を見ますと、コロナ感染症が蔓延後の2020年、令和2年は、相談件数が46件のうち申請件数は19件、却下された数は6件です。これは、率からいくと22.2%です。昨年は、相談件数が29件で、却下率から見ますと23%で、約4分の1が生活保護は駄目ですと却下されています。この却下の理由についてお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 却下の理由につきましては、預金——預貯金調査の結果、一定の預貯金があり、生計維持が可能と判断されたケースが最も多く、却下件数のうち約6割を占めております。

その他の理由としましては、他の制度が適用されるケース、収入が最低生活費を

上回るケース、不動産、有価証券、生命保険、自動車、貴金属など保有の——保有資産を活用することで、生計維持が可能と判断されたケースなどがあります。

なお、却下された場合であっても、その後の状況により再度申請に至り、現在受給中のケースがあることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 却下された場合でも、その後の状況により再度申請して受給に至ったとのことですが、これには、自動車を手放したとか生命保険を解約したとか背に腹は代えられない、苦しい思いがあったのではないかと推察します。

私は、生活保護の申請の際に、生命保険を解約されて受給に至ったという現場に遭遇したことがあります。生命保険は万が一の事態に備えるものであって、将来の安心が得られるものです。

生命保険の解約について、本当にこれでいいのかお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 生命保険については、解約返戻金が出る場合は、資産として活用を求めるのが原則となっておりますが、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保険金は——保険金または解約返戻金を受領した時点で返還することを条件に、解約をしないで保護を適用することができるとされています。

御承知のとおり、生活保護制度は国の法定受託事務であり、国の指導に沿って適切に実施をしているところであります。

現状では、生命保険については、こうした取扱いであることを御認識・御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 生命保険は加入時の年齢によって掛金が変わります。解約をすれば、次に加入するときは掛金が高くなります。解約を簡単に迫るべきではないと考えます。

次に、一時扶助の各種制度についてお尋ねいたします。

この制度には8項目あるわけですが、この中の住宅扶助のエアコンの購入の件に

についてお尋ねします。

美祢市では、救急搬送が5月1日から8月31日の間に503件で、このうち熱中症搬送は41件あったと聞きます。

このうちの住宅内での熱中症は20件で、エアコンの設置が確認されたのは13件、エアコンはあるものの使っておられなかったのが10件だということです。全くエアコンの設置が確認できなかったとの報告も聞きました。

エアコンあるけれど、物価高、電気代を心配して、使わないで熱中症になってしまわれたのではないかと思います。

今年は酷暑です。美祢市安心・安全メールにも、戸別受信機の放送でもエアコンをつけて命を守ってくださいと何度も忠告があります。

こうした中で、夏季加算とエアコンの設置条件の緩和が必要ではありませんか、お尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、生活保護の中には、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助があるわけですが——けど、その世帯の状況に応じて、国が定める基準により、最低生活費が支給される制度でございます。

で、先ほど部長が答弁しましたように、生活保護は法定受託事務でありまして、自治体で自由に制度設計があるわけではございません——できません。

しかしながら、エアコン、今御質問にありましたエアコンの設置、また夏季加算につきましても、本当に、これは私ども県内の首長としても、これはちょっと配慮すべき案件だというふうに捉えております。

現在のエアコン購入に——費用に関する取扱いについては、特別な事情がある場合の生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いは、昭和38年の厚生省通知に基づいた5つの条件、それに、近年では2つの条件が加えられております。

「熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって」「初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるにあたり」という2つの条件が加えられているところでございます。

もう、私どもとしては、この要件緩和をするべきということと、電気代が家計に

及ぼすことに起因して、エアコン設置や使用を控えるケースがないよう本年4月の山口県市長会において、設置の要件緩和と夏季加算の新設を全会一致、つまり県内市町全ての一致で厚生労働大臣に要望することとしております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 今年の4月に市長会があり——あったそうで、その市長会の席で今要望されたということなんですが、この4月の時点では、今年の7月、8月の猛暑、酷暑の状況は伝わらなかったと思います。国への要望、さらに急いでよろしく願いいたします。

次に、一時扶助の教育扶助についての説明、周知状況等についてお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 教育扶助とは、義務教育を受けるために必要な費用で、学校給食費、通学費、教材費、クラブ活動費などを基準額または実費額で支給しております。

高等学校進学に必要な費用については、生業扶助として支給しており、通学費、教材費、クラブ活動費を同じく基本額または実費額で支給しております。

また、大学進学については、平成30年から新たに創設された進学準備給付金という制度があり、実家から大学に進学する場合は10万円、お一人暮らしをする場合には30万円を支給しております。

以上により、生活保護世帯の子どもの教育・進学に対する支援を実施しており、これらの制度の周知につきましては、対象世帯に対し、生活保護開始時に加えまして、年に1度、生活保護のしおりを使用して説明しているところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 研修での——この研修の中ですけれど、子育て世代のデータが載ってるわけですが、所得では100万円から200万円の方が、子育て世代ですけど37%、昨年と同じ時期に比べて暮らしが厳しくなったが82%、昨年と比べて食費が増えたが90%、これらのデータは生活が苦しいことを示しています。

物価高のため、子どもの衣服や靴の購入を控えているというのが89%というデー

タも示されました。この報告は、子どもの成長に合わせて、服や靴が用意できない状態にあるのです。

美祢市の——美祢市での調査はできませんでしたが、これについて、美祢市このデータとは大きな違いはないと思います。

所得が低い家庭ほど、子どもへの悪影響があるということです。子どもがいららする、集中力が落ちた、子どもの身長が伸びない、体重が増えないなどなどです。子どもは美祢市の将来を担う大事な宝です。子どもが心身ともに健康に成長することを支援するべきです。

教育扶助があることを知って生活保護申請をしようとしても、車の保有が最大の壁となっているようです。この車の——自動車の保有についてどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 自動車につきましては、処分可能な資産として扱うことになっており、日常生活の利便性のためにも——のみに用いられる生活用品としての保有は原則的に認められておりません。

ただし、公共交通機関の利用が著しく困難である勤務先に自動車で通勤するとう場合や障害者が通院用に自動車を使用する場合など、保有が認められる場合があります。

現在、本市で該当するケースは2件ございます。国の指導に基づき、保有を認めているものであります。

なお、保護開始時において、失業や傷病により就労を中断しているものの、就労していた際に通勤用に保有しておられた自動車については、おおむね6か月以内に就労することにより、保護から脱却することが確実に見込まれているものであって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、処分指導を保留することができるため、こうした運用を行っているところであります。

ただし、これは自動車の処分を保留しているものであり、保留期間中の自動車の使用を認めているものではありません。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 公共機関——公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、

通勤や通院のための車の保有が認められています。通勤の中には、保育園の送迎も含まれます。子育て世代は、保育園の送迎、子どもの急な病気——急病、また、午前中もありましたが、部活の送迎など、本当に子育て世代には自動車が不可欠です。保有を認めるべきです。

先ほど報告しましたように、子育て世代の貧困が子どもの心身ともに成長に悪い影響を与えています。美祢市の将来を担う子どもたちです。

答弁にもありましたが、自立に必要な処分価値が小さいと判断されるものについては、処分を認めないということでしたが、この部分をしっかりと活用して生活保護につなげていただきたいのですが——いただきたいのです。

子育て世代の貧困が子どもの心身の成長に及ぼす影響を考慮していただき、自動車の保有については柔軟な取扱いをしていただくよう、市長会でも強く要望していただきたいと思います。

本当に立ち足る大きな壁を砕いていただき、美祢市の将来・未来を担う子どもたちを守っていただきたいのです。よろしくお願いします。

市長は、誰一人取り残さないが市長の政治信条ではありませんか。よろしく願いいたします。

次に、扶養照会についてお尋ねします。

扶養照会とは、生活保護の申請の際に、生活保護申請者の親や配偶者だけでなく兄弟、孫などの親族に対して、生活の援助が可能かどうかを問い合わせるものです。

扶養義務照会についてどうなっているのかお尋ねをいたします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） まず、考え方としまして、親、子、兄弟姉妹など、扶養義務者による援助は生活保護よりも優先されるものですが、保護の要否判定に影響を及ぼすものではないことを御理解をいただきたいと思います。

生活保護法では、法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものと規定されております。このため、扶養義務者の存否の確認は申請者による申告を基本として、必要に応じて戸籍謄本等によって行っております。

存否が確認された扶養義務者については、申請者からの聞き取り等により、扶養の可能性について調査を行い、扶養義務履行が期待できると判断される方に対しましては、文書等による照会を行っております。

なお、この照会が申請の妨げになっているという考え方もありますことから、令和3年には扶養義務履行が期待できない場合の判断基準が示され、可能性調査により、扶養義務履行が期待できないと判断された場合は、照会を不要としても差し支えないなど、申請者に寄り添った対応を求める通知が国から発出されております。

いずれにしましても、現状では、保護開始手続時と——保護開始手続時の調査として、扶養義務者に対する照会が必要であり、国の指導に基づき、申請権の侵害とならないよう適切に対応しているところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 保護の——生活保護の要否の判定に——この扶養照会が生活保護の要否の否かどうかということの判定に及ぼす——影響を及ぼすものではないと言いながら、申請をちゅうちょさせる要因になっているのではないかと思います。

御存じと——2021年ですが、当時の田村厚生労働省が参議院予算委員会で、生活保護申請をためらわせる扶養照会は義務ではないとはっきりと明言しておられます。

また、当時の菅首相も生活保護は国民の義——生活保護は国民の権利だと認めておられます。この生活保護を申請時の踏み絵にしないでいただきたいのです。

次に、生活保護のしおりについてお尋ねいたします。

生活保護のしおりを保護申請時の説明のときに使うだけではなく、学校に就学援助制度と一緒に置くことを求めますが、いかがでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 「生活保護のしおり」については、昨年度に全面改訂を行い、市ホームページに掲載して、誰でも閲覧できる体制を取っております。

学校教育課が実施する就学援助制度のしおりと一緒に置くなどの周知は現在のところ実施しておりませんが、該当する生活保護世帯については、定期訪問の際や進学前などの節目に制度の周知を十分に行っており、適切な支給につながっていると考えております。

今後も、この生活保護のしおりを活用しまして、生活保護に対する誤解や偏見の解消、憲法第25条に基づく国民の権利であることを周知していきたいと考えております。

以上です。

○市長（篠田洋司君）　ちょっといいですか。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　これまでの三好議員のちょっと御質問に対しまして、ちょっと一括して御認識と御理解いただきたいということがありますので、ちょっと申し添えさせていただきたいと思います。

生活保護制度というのは、憲法で保障された生存、いわゆる生存権でございます——生存権の保障でございます。したがって、適切に我々は運用するしかないというふうに思っております、国の制度に基づき。ただ、現場は——現場のケースワーカーはやはり寄り添いきちんとした対応をしております。心情的には本当に理解できる部分もありますが、ただ、結果として、制度を——制度運用を超えた支援をすると、あと生活保護費返還という事態が生じます。

これは、ずっと受給者に対して返還事務が生じるわけでございますので、適正に国の制度に基づいて、我々職員、またケースワーカーは、特に注意を払いながら事務を行っているところでございますので、その立場——本当に理解はするけどできないという部分もありますので、その部分については、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　市長の言われることは分かりましたが、自治体の裁量でできるものもあるのではないかと思います。

先ほどのエアコンの件でも、これはちゃんと市長会で、全会一致で国に伝えるということでしたから、このエアコン設置はもう緩和はできると思います。

そして、先ほど言いましたように、扶養義務、これもですけど、本当に、例えば私が生活保護受けたらといっても子どもにいくと思うんですけど、子どもは子どもなりに生活があって、それで一生懸命やっているので、必ずしもその子どもに求めるものではないと思い——求めてはいけないと思いますので、そのところはいろいろ考えていただいて、自治体の裁量の部分は、よく寄り添ってやられると言われたのでよろしく願いいたします。

そして、生活保護のしおりの件ですけど、生活保護——このしおりは、生活が困窮——困ったときに、希望生活保護っていうのは、困ったときに本当に助けても

らえる、暮らしに希望が見えて自立への意欲を後押しするものとなると思います。

先日、美東町のまちづくりセンター、総合支所ですけれど、これに生活保護のしおりがありますかと尋ねましたが、生活保護の申請をするときに使うもので、日頃は置いていないということでした。

生活に困窮し途方に暮れたとき、ホームページにあると言われましたけど、こうした生活——困っているときに、ホームページを見るなどの余裕はないと思います。助けを求めに市役所に行くのではありませんか。

ですから、こうしたしおりは、市役所の出張所、また、まちづくりセンターにも置いて、気軽に困ったときは、今困ってなくても、いつか自分がこうなるときにはこれがあるとか、友達がこうだからこれをとかということもあると思うので、こういった支所とかに置いていただきたいと思います。

生活保護が本当に権利として——当たり前権利として行使されるべきだと思います。

次に、秋吉台青少年自然の家のことについてお尋ねいたします。

6月議会において、同僚議員の質問の答弁についてさらにお尋ねいたします。

今年度も、この中で秋吉台青少年自然の家の今後についてですが、質問の中——質問に対して答弁がありました。今年度末をもって施設を廃止したい旨、4回にわたり協議したとのことでしたが、どのような内容だったのでしょうかお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

山口県からは、まず、公の施設の見直しにかかるこれまでの取組の経緯や新たな見直しの方向性について、最終的には私に説明を——私が説明を受けたところまでございます。

この中で、秋吉台青少年自然の家の方向性については、児童生徒数や宿泊者数の減少、地域バランスを考慮し、山口県が所有する青少年自然の家を4施設から3施設に再編すべく、秋吉台青少年自然の家の老朽状況や利用者の減少を踏まえ、廃止または市の意向があれば譲渡すると判断し、廃止を決定した際には、県の責任において、建物を解体する旨の説明を受けたところであります。

具体的に説明を受けたときに、まずは継続を要望いたしましたが、市としての選

択肢は、1つが施設の廃止・除却、そして2点目が市への譲渡のどちらかでありました。

そこで、市としては、老朽化した建物の譲渡を希望しない旨を伝え、仮に施設が廃止となった場合は、解体後に危惧される外来植物等の繁茂や秋吉台青少年自然の家に通じる県道の適正管理等、懸念される事項について対応を要望するとともに、施設設置以来50年にわたり、秋吉台という貴重な場所で行われてきた自然体験活動を引き続き県の責任において継続していただくよう、また、県有地の適正管理と併せて、可能であれば施設解体後の土地を民間へ貸与するなどの検討を——活用検討を要望したところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 施設を譲渡しようかっていう意見もあったとのことですが、譲渡した場合に、古くなって廃屋になってはいけないから結局譲渡はされなかったっていう、市で——市が受けなかったということですね。

それで、県はもう解体をするようなんで、解体の詳細設計図があって、これは公表されているということなんですけれど、その予算が1,400万取ってあるよとかいうのを聞いたのですけれど、もう廃止が決まったということなんでしょうか。

このちょっと同僚議員の一般質問の中で、ちょっと気になるところがあったんですね。最後の部分なんですけれど、県のほうにもしっかりといろいろ検討していただけるように、引き続き解体ということにならないように可能性を求めて協議していただけたらということがありますが、もう解体は決定したんでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、施設の廃止か市への譲渡のどちらかということで、市としては、老朽した建物の譲渡を希望したい——希望しないということをお伝えしたので、結果としては、施設の廃止ということで、県のほうが公表されたというふうに思っております。

除却の手続等については、県の事務でありますので、私のほうからお答えする立場に——私のほうがお答えする立場にありませんので、お答えしかねます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） たとえ解体して施設がなくなっても、自然体験活動については、施設の廃止後も県の責任において存続したい——してもらうように要望したと、また、違う形で継続していくようお願いしているとの同僚議員のこの中の回答にあったわけですが、そういった違う形で継続するとは、具体的にはどのようなことでしょうか。

建物がなくなって更地になった後のことだろうかと思うんですが、その中ではない——何かこの中では、もう何か貸出方式をする——は取れないかという提案もしているとの——これは市長の答弁ですが、どのように理解したらいいのかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

前回お答えしましたのは、民間に譲渡するとまた廃屋化する可能性もございます。したがって、県有地で、今後、建物をもし建てるとなればいろんな許可とかが必要だろうと思いますし、私のイメージとしては、可能な限り、特に文化財保護課との調整も必要だろうと思いますが、県有地でありますので、その用地を活用した、民間も含めた活用策を可能であれば検討してほしいということでございます。

そこに、民間施設を誘致してほしいとかそういうことじゃなくて、民間活用も含めて、県も管理責任がありますので、民間活用も含めて検討していただけないかということをお願いしたところでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 民間活用っていうことは、もう建物はないと、そしたら、更地になった土地を民間で活用してもらおうということなんでしょうか。

この答弁だったと思うんですが、何か違う形で継続——違う形が民間活用なのかなとか思ったりもするんですが、ちょっと——だから、県が民間に活用させる、建物は建てない、でも、その建物を建て——壊したらもう二度と建たないので、まず建物のあれはなくて土地の貸出し、民間に貸し出すという意味で、その中で、具体的には民間に——民間といっても、なかなか手を挙げられる方があるかないかわかりませんが、広大な秋吉台で自然に親しみ、自然体験をする民間活用、こ

れが本当にできるのか。

そして、答弁の中にも、県の責任においてとあるので、県がいろいろやってくださるのだと思っておるんですが、県にすぎたばかりでいいのかなあと。また、そこに再び家は建たないと、残念に思うんですけど、県にすぎりっ放しなんですよ。

○副議長（村田弘司君） 答えられますか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

基本的には、県の所有物件でございますので、県の責任において、活用策の検討や管理はしてほしいと、するべきだというふうに考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 私、本当に残念なんですけれど、この建物が——先日行ってみました。自然の家に行ってきました。確かに施設は老朽化してました。で、新しくありません。壁もところどころ剥げて落ちてました。でも、それは補修できるような状況だと思います。

お風呂もボイラーが壊れてるよということでした。でも、そのお風呂はもう薪で代用ができるかなと。そして、水道が壊れてるよという説明を受けました。その本管——こんな本管の下に水道が通ってるからって言われましたけれど、その本管の下の水道は、どこからか切って外に出せばいいやと思って、これは解決するんじゃないかなと思っています。

そして、そういったことで、課題は——幾つかの課題をクリアできるのではないかと思うんです。

そして、二度と建物は建てられないということで、本当に残念なんですけど、25年ぐらい前ですかね、国民宿舎があって、それもなくなってます。そして博物館のちょっと東側ですか、ちょっと小高いところに、ちょっと名前をはっきり覚えておりませんが、宿泊訓練所みたいのがありました。私は、1回はそこで職業訓練所で泊まったことがあるんですけど、今あそこは原野とはいきませんが、車が二、三台ぐらいあったわけなんですけれど、もう二度とそこは使われないかと本当に残念に思います。

そして、その聞いたんですけど、今利用者と……

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員、これ、一般質問の場ですから。先ほどからですね、市長のほうから、青少年自然の家について2つ選択肢があったと。1つは施設の廃止除却と、2つ目として市への譲渡があったけれども、市への譲渡はもう求めないと市長からの回答でした。

ですから、もう県が県有地として、その後責任を持って中のことをしてもらえないわけですから、今、三好議員が、いろいろ昔のこととかいろいろな思い出があるでしょうけれども、この一般質問、時間にも限りがありますし、どうか先の質問を続けてほしいと思います。

○12番（三好睦子君） 答弁は求めませんが、すみません。

そうしたことで、本当に昨日もありましたけど、本当に何ていうんですか、稼がなければいけないと。稼ぐには、施設が——今ユネスコ世界ジオパークの認定勧告が決定しているわけですから、秋吉台少年自然の家——青年——青少年自然の家も廃止はもったいないと思うんです。どこか利用の対象を広げていけば有効に活用できるのではないかと思います。

そして、そうしたときに、やはり稼がなければいけないというところから見れば、私の意見ですよ、答弁は要りません、私のあれですから。稼がなきゃいけない。そこでも皆さんがいろいろと高額な金額じゃなくても泊まっていくとか、宿泊の施設が今ないです。10月5日ですかね、ウルトラマラソンもあるし、そのときに説明聞いたときに、宿泊はどうされるんですかって担当の方に聞いたら、いや、湯本か湯田か山口でしょうということでしたけれど。ということで、すみません、終わります。

○副議長（村田弘司君） 三好議員、私は忠告したはずですから、御理解を賜ったというふうに私は今理解しましたが、理解されてないようでしたら再度申し上げます。

これ、一般質問の場ですから、どうかそれを考えられて、今後質問を続けていただきたいということです。

○12番（三好睦子君） それで、何とか世界——ユネスコ世界ジオパークの認定勧告を受けたことですし、何としても、この秋吉台が皆さんに愛されるようになっていくといいと思いますので、私の主観も入れましたけれど、何とかもう本当に地域を愛していかなければいけないというところで、何とかこれ盛り上げていかなければ

いけないと思うんですが、1つ要望でもいいでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 三好議員、先ほどから私2度申し上げたですよ。分かりましたというふうにならずかれましたけれども、分かっておられないならもう一度申し上げます。

もう既に、一般質問を開始されてね、45分経過してます、ここまでですね。残りの質問もあります。どうかそのことも考えられて、ここは意見を討論する場ではないですよ。一般質問として、議員とそれから市長を中心とした執行部が質疑を交わす場ですから、三好議員が何か思いがあって、その思いを討論したいのであれば、また別の場所をお願いしたいと思います。

以上です。いいですか。

○12番（三好睦子君） 郷土愛をしっかりと持って対処していきたいと思いますので、以上で私の質問を終わります。

○副議長（村田弘司君） 終わりますか。いいですか、次の質問は何かあるんじゃないですか。

○12番（三好睦子君） いえ、次の質問ありません。

○副議長（村田弘司君） もうやめられますか。あるように伺っておったんですが、いいですか。

○12番（三好睦子君） 私の意見をちょっと述べたかったので。何としても、この秋吉台少年自然の家を残していただきたいと思うんですけれど、それはかなわないと。また、ちょっと疑問になる。これも県のことですから答えられないと思いますけど。

皆さん、秋芳町の方も美東市の方も以前に議員が——同僚議員が——田原さんですけれど、何人かの方が署名——存続を求めて署名されたんですけれど、それもかかっていないので、本当にユネスコ世界ジオパークの認定なのに、本当に残念だなと思うのでいっぱいなので、私の主観たっぷりと言わせていただきました。今後ともまた何かありましたら、次の機会ですっきりと……。

○副議長（村田弘司君） 再度確認しますけれども、私が伺つとる範囲内では、まだ一般質問が続くはずだったんですがよろしいんですね。

○12番（三好睦子君） はい。

○副議長（村田弘司君） いいですか。

○12番（三好睦子君） 以上で終わります。ありがとうございました。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問を終了いたします。

これにて、通告による一般質問を終結いたします。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後 1 時47分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年9月12日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃